

板橋区地方自治制度研究会（第1回）

日時 平成20年11月10日(月)
午前9時から11時まで
会場 第二委員会室

次第

委嘱状伝達式

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 区長あいさつ

第1回 板橋区地方自治制度研究会

- 1 委員紹介
- 2 会長・会長代理選任
- 3 趣旨・調査研究依頼事項説明
- 4 都区制度の概要説明
- 5 今後の進め方について
- 6 その他

配付資料

- 資料1 板橋区地方自治制度研究会委員名簿
- 資料2 板橋区地方自治制度研究会設置要綱
- 資料3 板橋区地方自治制度研究会について
- 資料4 都区制度の概要
- 資料5 今後の進め方(案)

板橋区地方自治制度研究会委員名簿

氏 名	役 職
つじやま たかのぶ 辻山 幸宣	財団法人地方自治総合研究所所長
いまい あきら 今井 照	福島大学行政政策学類教授
かない としゆき 金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
しまだ けいじ 島田 恵司	大東文化大学環境創造学部准教授
ぬまお なみこ 沼尾 波子	日本大学経済学部教授

板橋区地方自治制度研究会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 少子高齢化の一層の進行や人口減少社会の到来が予測される中で、板橋区が住民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たしていくための地方自治制度上の課題等を整理し、今後の地方自治制度改革を踏まえた区のあるべき姿について調査・研究するため、板橋区地方自治制度研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(調査研究事項)

第 2 条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・研究し、区長に報告するものとする。

- (1) 地方自治制度改革を踏まえた板橋区のあり方について
- (2) その他必要な事項

(設置期限)

第 3 条 研究会の設置期限は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(委員)

第 4 条 研究会は、委員 5 名をもって構成する。

- 2 委員は、第 2 条各号に掲げる事項の調査・研究に必要な知識、情報等を有すると認められる者のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、研究会の設置期限とする。

(会長)

第 5 条 研究会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(運営及び事務局)

第 6 条 研究会は、会長が招集する。

- 2 研究会は、第 2 条に掲げる事項について調査・研究するため、必要と認める者に研究会への出席を求めることができる。
- 3 研究会の事務を処理するため、政策経営部政策企画課内に事務局を置く。

(調査組織)

第 7 条 区長は、研究会が調査・研究するために必要な基礎調査・研究を行うため、必要に応じて区内に調査組織（以下「調査組織」という。）を設置する。

- 2 調査組織は、区職員がその任にあたり、その選定方法及び運営は別に定める。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

板橋区地方自治制度研究会について

1. 設置目的

少子高齢化が進み、地域社会における様々な課題が複雑化・高度化していく中で、基礎自治体は、地域の実情に沿ったまちづくりを実現するため、住民に最も身近な「最初の政府」として自らを確立していく必要がある。そのためには、行政と地域社会が協働して「新しい公共」を実現するための仕組みを確立して住民自治力を向上させていくとともに、併せて基礎自治体としての役割を十分に発揮できるように、自治権の拡充及び自主財源の確保など団体自治力の向上にも努めていかなければならない。

先般、地方分権改革の推進に関する基本的事項を審議する「地方分権改革推進委員会」が行った第一次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）では、「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」として、「地方が主役の国づくり」に向けた国と地方の役割分担の基本的考え方、重点行政分野の抜本的見直し、広域自治体（都道府県）から基礎自治体（市町村）への権限移譲の方針などが示されたところである。

しかしながら、東京 2 3 区は、基礎自治体であるにもかかわらず都区制度のもとで多くの権限が依然として都に留保されており、自治力の向上を図るうえで大きな障壁となっている。現在、「都区のあり方検討委員会」において都区制度改革のあり方が検討されているものの、都区間に認識の相違が見られ、都の「東京自治制度懇談会」と特別区協議会の「特別区制度調査会」がそれぞれ都区制度について行った提言においても、その考え方には大きな隔たりがある。

このような中、東京 2 3 区の一員であると同時に周辺区特有の課題・事情を有する板橋区は「板橋区地方自治制度研究会」を設置し、来るべき地方自治制度改革に向けて大都市地域における基礎自治体として自立するためには如何なる制度が望ましいか、そのあり方について調査研究し、様々な制度改革の議論が進むもて自らの立場を明確にし、確固たるアイデンティティを持って主張のできる自治体へと飛躍することをめざしていく。

2. 調査研究事項

「地方自治制度改革を踏まえた板橋区のあり方について」

3. 期間及び研究テーマの方向性

(1) 前期【平成 20 年度秋～21 年度秋】

地方自治制度改革の基礎研究（課題の整理）、中間報告「課題の整理」

(2) 後期【平成 21 年度秋～22 年度秋】

地方自治制度改革を踏まえた大都市地域の基礎自治体としての板橋区のあり方、最終報告（提言）

(3) 会議頻度 原則として月 1 回（主に月曜日）、他に公開講座など

4 . 調査・研究体制

(1) 研究会

委員 5 名、委託研究員 1 名

委託研究員の役割

研究会の調査研究事項に関する基礎調査・研究

研究会の運営補助

庁内調査組織に対する助言・指導

(2) 庁内体制

庁内調査組織の設置

研究会の調査・研究事項における基礎調査について、区の実情に即した調査・分析を行うとともに、全庁的取り組みとして問題意識を共有するため、庁内調査組織を編成して取り組むこととする。(4 ページ別記参照)

協力体制の確立

研究会が研究の過程で必要とする資料の提供や、調査への回答、意見聴取、あるいは関係部課長の研究会への出席なども含め、研究会に全庁的に協力できる体制を確立することとする。

事務局

研究会の事務局を政策経営部政策企画課に置く。

5 . 情報の交換、共有

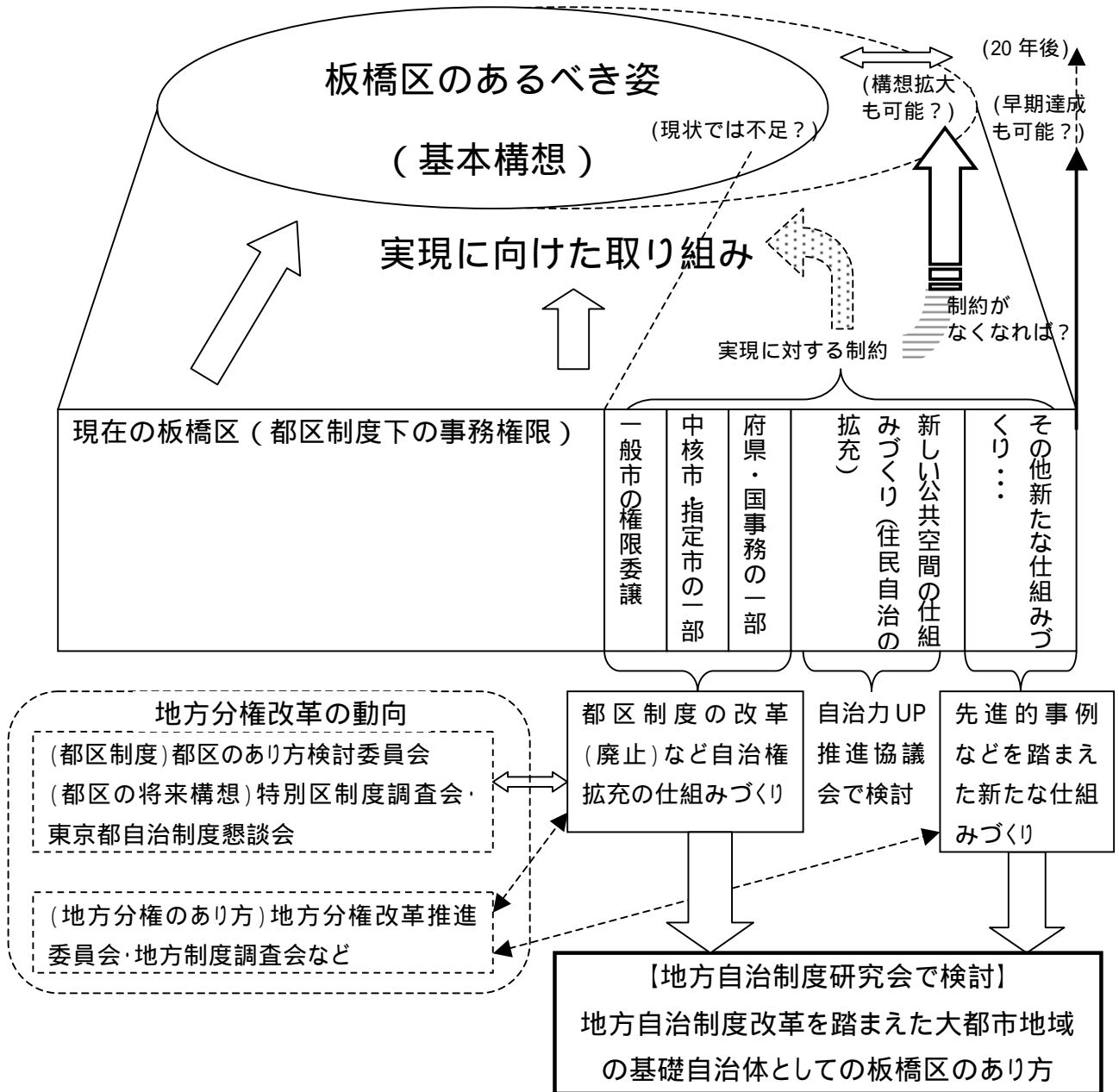
区側(区職員、区議会など) と研究会との懇談などを通じて、双方の考え方や意向などの意見を交換し、情報を共有するなど、課題認識について共通化を図る。また、特別区協議会の「特別区制度懇談会」との間では、常に情報交換を密にする。

6 . 会議の公開と情報開示について

研究会の性格上、ある程度自由闊達に議論を展開できる場であることが求められることから、会議自体は原則として非公開としたい(傍聴は認めない) と考えている。

ただし、議論の過程を完全に非公開とするものではなく、むしろ区民をはじめとして多くの方々に大いに関心を持っていただきたいので、会議の概要、論点、資料については、区の公式ホームページ上に公開するなど積極的に情報を開示していきたい。

【参考】板橋区の自治力UPの取り組みのイメージ



【参考】地方分権改革の動向と板橋区地方自治制度研究会の位置

	19年度	20年度	21年度	22年度以降
都区のあり方検討委員会	基本的方向の取りまとめ		具体化	道州制の動向を踏まえ対応?
特別区制度調査会	第二次報告	懇談会		
地方分権改革	地方分権改革推進委員会で検討、一括法定			分権改革施行
道州制	道州制ビジョン策定			分権改革の成果を踏まえ道州制導入
板橋区地方自治制度研究会	上記検討・改革等への対応、課題整理、解決の方向性を報告			

(別記)

板橋区地方自治制度研究会の庁内調査組織について

1. 目的

板橋区地方自治研究会(以下「研究会」という。)の調査・研究事項における基礎調査について、区の実情に即した調査・分析を行うとともに、全庁的取り組みとして問題意識を共有する。(研究会の設置要綱第7条に基づき設置する。)

2. 設置期間

平成20年12月22日から平成23年3月31日まで
(最初は、12月22日に開催予定の研究会に出席)

3. 研究テーマ

「地方自治制度改革を踏まえた板橋区のあり方について」

上記の研究テーマについて、研究会の調査・研究の過程において必要とされる基礎調査・研究を行う。庁内調査組織に与えられるテーマは、具体的には11月と12月に行われる研究会の中で絞り込んでいく予定

庁内調査組織に与えられるテーマの例示

板橋区が一般市(あるいは特例市、中核市等)になった場合のシミュレーション(他市の事例研究、上下水道事務など具体的な事務移管の検討、板橋区の財政力の検討、など)

4. 研究活動の目安

月1~2回程度、半日程度の庁内調査組織の会合への参加
必要に応じて半日程度の研究会への参加(原則として月1回)

5. 募集人員

10名程度

6. 募集時期

平成20年11月末日まで(別途通知する。)

7. 対象となる職員

主任主事級以上の職員で、地方自治制度、特に都区制度改革への関心が高い、意欲的な職員

8. 服務上の取扱い

通常の職務として取扱う。

9. 募集方法

各部署単位で希望する職員を推薦する。

総務部(危機管理室を含む)、区民文化部、産業経済部、健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部、資源環境部、都市整備部、土木部、教育委員会事務局からは各1名以上

会計管理室、行政委員会、区議会事務局については推薦するかどうかは任意とするが、今後の区政の重要な方向性を示す研究会であることから、全庁的な取り組みとして、意欲的な職員の参加を奨励する。

都区制度改革の歴史 明治期から地方分権一括法施行前まで

1878 (明治 11) 年	郡区町村編制法の制定 市街に 15 区、村落に 6 郡が置かれる 北豊島郡の誕生
1889 (明治 22) 年	市制町村制の施行 (東京市の誕生) 「板橋町」の誕生 「市制中東京市京都市大阪市二特例ヲ設クルノ件」
1898 (明治 31) 年	市制特例の廃止 東京市に一般の市制が施行される
1911 (明治 44) 年	市制全文改正 (市制と町村制の二法に分離。区に法人格)
1932 (昭和 7) 年	「大東京市」の成立 5 郡 82 町村を編入し 35 区に 「東京市板橋区」に
1943 (昭和 18) 年	東京都制施行 「帝都を一の体制にする」「都の区」 「東京都板橋区」に
1946 (昭和 21) 年	「東京都制の一部を改正する法律」 区に法人格、区長公選制
1947 (昭和 22) 年	東京 22 区の設置 板橋区も東京 22 区の一つに 日本国憲法・地方自治法施行 都の区は特別区 板橋区の南西部が練馬区として分離(東京 23 区に)
1951 (昭和 26) 年	地方行政調査委員会第二次勧告「都区制度について」
1952 (昭和 27) 年	地方自治法改正 (「昭和 27 (1952) 年改革」) 特別区は「都の内部団体」に(「基礎的な地方公共団体」は「都」)、区長公選制の廃止、都区間事務調整の強化
1962 (昭和 37) 年	第 8 次地方制度調査会「首都制度当面の改革に関する答申」
1964 (昭和 39) 年	地方自治法改正 区への大幅な事務委譲、特別区税・課税権の法定化、都区協議会の設置など
1972 (昭和 47) 年	第 15 次地方制度調査会「特別区制度の改革に関する答申」
1974 (昭和 49) 年	特別区長会の諮問機関 特別区政調査会設置 地方自治法改正 (「昭和 49 (1974) 年改革」) 区長公選制の復活、特別区に「市並み」の自治権を付与など
1981 (昭和 56) 年	特別区政調査会「『特例』市の構想 特別区制度の将来」 東京都「都制度調査会」設置
1984 (昭和 59) 年	都制度調査会「新しい都制度のあり方 巨大都市東京の実態にふさわしい自治制度を確立するために」 都区協議会 都区制度検討委員会設置
1986 (昭和 61) 年	「都区制度改革の基本的方向」都区合意
1990 (平成 2) 年	第 22 次地方制度調査会「都区制度の改革に関する答申」 都区協議会 都区制度改革推進委員会設置
1994 (平成 6) 年	「都区制度改革に関するまとめ (協議案)」都区合意
1998 (平成 10) 年	地方自治法 (「都区制度改革関連法」) 改正
2000 (平成 12) 年	都区協議会で主要 5 課題を確認 地方分権一括法施行 (「2000 (平成 12) 年改革」)

2000（平成 12）年都区制度改革¹

< 経緯 >

自治権拡充運動

1986（昭和 61）年 都区合意

都区制度改革に向けての取り組み

1990（平成 2）年 第 22 次地方制度調査会「都区制度の改革に関する答申」

1998（平成 10）年 地方自治法改正（2000（平成 12）年 施行）

残った課題は、2005（平成 17）年度末までに都区間の協議により整理

< おもな内容 >

特別区の性格

特別区を「特別地方公共団体」、「基礎的な地方公共団体」と位置付け

都と特別区の役割分担の原則

都と特別区の役割分担に係る規定を設ける

東京都...広域の地方公共団体

都道府県が処理するものとされている事務、特別区に関する連絡調整の事務のほか、大都市地域における行政の一体性、統一性の確保の観点から特別区の区域を通じて一体的に処理すべき事務を担う

特別区...基礎的な地方公共団体

都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を担う

特別区の自主性・自律性の強化

1 地方自治法上の特例措置の改正

特別区の廃置分合・境界変更の手續の改正

都知事から特別区長への事務委任の義務付け、及び都知事の指揮監督の規定、委員会・委員へ準用する旨の規定の廃止

都条例で特別区の事務に係る調整措置を講じることとされている制度の撤廃

特別区による複合的一部事務組合の設置を可能とする

¹ 2000（平成 12）年都区制度改革の内容については、「地方自治法等の一部を改正する法律案の骨子（平成 10 年 3 月）」、「地方自治法等の一部を改正する法律案の概要（平成 10 年 3 月、自治省行政局行政課）」（財）特別区協議会『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想《関連資料》』平成 19 年 12 月、1～3 頁を参考とした。

- 2 税財政制度の改正
 - 都区財政調整制度の改正
 - 調整財源（市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税）の法定化、都の一般会計からの総額補てんの廃止、収入額が超過する特別区による納付金の納付の廃止
 - 都税が標準税率未満である場合の特別区の起債制限を都区財政調整制度における調整財源となる都税が標準税率未満である場合に限定
 - 入湯税等の税財源を都から特別区へ移譲
 - 特別区が法定外普通税を新設・変更する場合における都の同意の廃止
 - 特別区たばこ税は都が都たばこ税と併せて賦課徴収する旨の特例を廃止し、特別区が賦課徴収する

- 3 都から特別区への事務の委譲
 - 一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務
 - 教育委員会が処理する教職員の身分取扱い、教科書・教材、教育課程等に関する事務
 - 保健所設置市の事務のうち都に留保されている事務
 - 政令で定める市に対する事務委譲に係る委譲対象に政令で定める特別区を追加

- 4 その他
 - 国民健康保険事業に係る都条例による特別区間の調整措置を廃止

その他

- 1 施行日は平成 12 年 4 月 1 日
- 2 市町村合併の特例に関する法律を特別区に適用
- 3 法令の制定又は改廃に伴い、地方自治法別表に所要の改正を加える
- 4 その他所要の経過措置等を設ける

都区制度改革をめぐる動き 2000（平成12）年改革以降

2000（平成12）年		
4月1日	国	「地方分権一括法」施行
2001（平成13）年		
7月3日	国	地方分権改革推進会議設置
11月19日	国	第27次地方制度調査会設置
2003（平成15）年		
3月20日	都区協議	「都区検討会」設置
10月16日	特別区	（財）特別区協議会 第一次特別区制度調査会設置
11月3日	国	第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」
2004（平成16）年		
3月1日	国	第28次地方制度調査会設置
5月14日	東京都	地方分権改革に関する東京都の基本的な見解
11月8日	国	第28次地方制度調査会「地方税財政のあり方についての意見」
2005（平成17）年		
1月	特別区	（財）特別区協議会 第一次特別区制度調査会中間のとりまとめ報告 『都区制度の改革 新たに問われる「平成12年改革」』
9月26日	東京都	東京自治制度懇談会設置
10月	特別区	（財）特別区協議会 第一次特別区制度調査会第一次報告 『東京における新たな自治制度を目指して - 都区制度の転換』
11月29日	東京都	「行財政改革の新たな指針」
12月9日	国	第28次地方制度調査会 「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」
12月16日	特別区	（財）特別区協議会 第二次特別区制度調査会設置
2006（平成18）年		
2月16日	都区協議	協議の取りまとめ
2月28日	国	第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
5月30日	都区協議	「都区のあり方に関する検討会」設置
11月	東京都	東京自治制度懇談会『議論のまとめ』
11月14日	都区協議	都区協議会「都区のあり方に関する検討会」、「取りまとめ結果」 「都区のあり方検討委員会」の設置を決定
12月15日	国	地方分権改革推進法公布

2007（平成19）年		
1月18日	全国知事会	「道州制に関する基本的考え方」
1月31日	都区協議	第一回 都区のあり方検討委員会・幹事会
2月13日	国	第一回 道州制ビジョン懇談会開催
4月1日	国	地方分権改革推進法施行
4月1日	国	地方分権改革推進委員会設置
11月20日	東京都	東京自治制度懇談会 『議論の整理 地方自治制度改革の課題と方向性について』
12月11日	特別区	（財）特別区協議会 第二次特別区制度調査会報告 『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』
2008（平成20）年		
3月24日	国	道州制ビジョン懇談会中間報告

「2000（平成12）年改革」後の残された課題¹

項目	現状	今後の課題
< 基本的な性格 >		
特別区の性格	「基礎的な地方公共団体」 「特別地方公共団体」として法人格を有する	「普通地方公共団体」になるかどうか
名称	多様な区がある中での「区」という名称 「東京 市」へという提案	区という名称を廃止するかどうか 「東京 市」とするかどうか
二層制	東京都と特別区という二層制（広域自治体と基礎自治体、ただし都が基礎自治体としての役割を一部分担）	「基礎自治体連合」をつくるかどうか （道州制の導入も踏まえた検討）
「都の区」でなくなった場合	「都の区」であり、政令指定都市、中核市などにはなれない	政令指定都市、中核市、特例市に移行するかどうか
< 事務配分 >		
都が行う大都市事務	行政の一体性・統一性を確保するために一体的な処理が必要とされる事務は都が実施	大都市の「一体性」概念の検討が必要 大都市経営に関する事務とは何か
基礎自治体の事務	基礎自治体の事務の一部を都が分担	一般的に市が実施している事務や法令に定める市、あるいは事務処理特例等で市町村が担う事務等について、特別区にどの範囲にどの程度拡充するか検討する （「都区のあり方検討委員会」にて20年度中に基本的方向性を出す予定）
< 他の基礎自治体と異なる主な事務 >		
都市計画	都市計画の一体性を確保するという見地から都市計画法に都の特例の規定がなされている	どの事務の権限を特別区に移すか
上水道	都が特別区の同意を要せず水道事業を営むことができる	特別区へ権限を移すかどうか
下水道	特別区は都と協議して、下水道事業の設置・管理を行う	特別区へ権限を移すかどうか

¹ 2000（平成12）年2月10日の都区協議会で確認された検討事項（主要5課題）は、大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、大きな制度改革等やどうしても対応できない事態が発生した場合の配分割合の変更、都区財源配分に反映されなかった清掃関連経費の扱い、小中学校改築需要急増への対応、都市計画交付金のあり方であり（「都区協議会（平成12年2月10日）における5項目の確認事項に関する都区検討会設置要綱」）、平成14年度から平成17年度までに検討結果を取りまとめることとされていた。

項目	現状	今後の課題
消防・救急	特別区の消防については特別区が連合してその責任を有するが、都知事がこれを管理する	特別区へ権限を移すかどうか
公共交通	都...都バス、都営地下鉄など 区...コミュニティ・バスなど	現状のままでよいのか
病院	都は都立病院を経営	区立病院とするのか
< 役割分担 >		
役割分担についての 都区間協議	都区の役割分担を法定化 都が行っている事務について平成 17 年度末に分担する予定だったが、現在も未完の状態	2000 (平成 12) 年改革に沿った形で、役割分担の協議を進める必要がある
< 財政 >		
都区財政調整制度	市町村税の中の調整三税 (固定資産税、法人区民税及び特別土地保有税) が都税とされ、都条例に基づき都が特別区に交付 算定権者は都であり、主導権を都が握っているため、各区の自主性を発揮する算定はできない 区間配分の標準区経費が実態と乖離するなど妥当性の検証が必要	区へ税源移譲すべきか、調整税を区の固有財源として法に明記すべきか 協議のあり方、算定方法等の検討の必要性
都区の財源配分	「都と特別区の役割分担、事務配分に応じた財源配分」が実現していない	事務移譲に応じた財源配分、「主要 5 課題」の再整理が必要
三位一体の改革・地方交付税等	国の制度改正に対応していない 地方交付税は 23 区全体で算定	国の制度改正に対応した財源配分に区ごとに地方交付税が個別適用されるようにすべきかどうか
< 廃置分合 >		
区の合併	都の研究会から「検討すべき」との報告 区側から具体的な議論はなし	検討すべきかどうか 都と区の事務配分決定後に区が自主的に検討すべきかどうか

「東京自治制度懇談会」と「特別区制度調査会」

	東京自治制度懇談会（東京都）	特別区制度調査会（特別区協議会）
設置時期	2005（H17）年9月～2007（H19）年11月	第一次 2003（H15）年11月～2005（H17）年10月 第二次 2005（H17）年12月～2007（H19）年12月
検討テーマ	東京を巡る地方自治制度（道州制、地方分権大都市制度）の課題や改革の方向	大都市東京の行政主体である特別区の今後のあり方
< 大都市制度 >		
大都市制度のあり方	大都市経営の概念、特別区の区域においては都が大都市経営の担い手となることを地方自治法で明確化すべき 関係規定を地方自治体の自主性が担保できるような形で抜本的に改正すべき	「都の区」を特別区とする制度には「大東京市の残像」が内在。「都の区」の制度は廃止 「区」という名称を廃止。東京都から分離・自立した「東京市」に
大都市経営	23区全体に及ぶ事務 大都市経営が必要な範囲（高度集積連たん区域）が複数の基礎的自治体に分かれているため、東京都が担う	「東京市」が自主的かつ総合的に担う 共同処理が必要な事務については「対等・協力」関係としての「基礎自治体連合」が行う
地方自治法第281条の2	第281条の2に関する事務は、大都市経営に関する事務に包含される 規定は必ずしも十分ではない	「統一的な処理を必要とする事務」という都道府県の事務は廃止 都区のみに「行政の統一性の確保」の規定を存置する根拠も必要性もない
< 都区の事務配分 >		
都区の事務配分	「大都市経営」に必要な事務及び府県の立場で行わなければならない事務かどうか 移管によって利便性、効率性が低下する場合は都が事務を行う	市町村事務のすべてを特別区が担う
都の役割	広域的自治体・大都市経営の担い手 都はできるだけ大都市経営に専念 基礎自治体優先の原則は適用せず、「大都市経営」に必要な事務かどうか、効率性の観点から検討	広域自治体（府県としての都） 都の担うべき仕事を限定 残りはすべて区が担う
基礎自治体の役割	大都市経営に必要な事務及び府県の立場として行わなければならない事務以外 特別区は事務権能を一部制約される	基礎自治体優先の原則を適用 都が法的に留保している市の事務をすべて引き継ぐ（消防、上・下水道に関する事務も行う）
行政の一体性	都が担う	都制導入で「帝都を一の体制にする」から始まっている集権体制の都区制度を支えてきた観念 「行政の一体性」という考え方からの脱却

基礎自治体間の関係		「対等・協力」の相互補完を構築することが必要 法的根拠を有する「基礎自治体連合」を構想
< 財政 >		
財源	地方の課税対象の選択は原則自由。国税との分担により、課税不可とする税目を制限列举 大都市経営の財源は、固定資産税と市町村民税法人分の2税が適当	交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど地方交付税制度の特例を設ける 現在都が課している市の税等のすべてを特別区（東京市）が引き継ぐ
財政調整	団体間の財政調整制度をなくすことは困難 特別区財政調整交付金を縮小する方向で税目も見直し、特別区財政調整交付金への依存度を低下させる 財源保障機能、財政調整機能の実態が不透明な地方交付税制度を改善した上で、活用	都区間で行っている財政調整の制度を廃止 徴税、財政調整機能は区が担う 「基礎自治体連合」での財政調整 「共有税方式」 「分賦金方式」
< 道州制 >		
道州制が導入された場合	少なくとも一都三県を包含 特別区又は特別区とその周辺の区域が一つの基礎的自治体となり大都市経営を担うのも選択肢の一つ	市の機能を内包したまま東京都が「州」になるとは考えにくい 「基礎自治体連合」を構想する本構想は道州制にも対応できる制度
< 区域の再編 >		
特別区の再編統合	1947（昭和22）年以来見直しがされておらず、平均面積は約27k㎡で規模が狭小といわざるを得ない区もある 特別区の区域の再編統合が必要 税財源の著しい偏在 均衡化の必要性 事務の移管と区域再編はセットで検討 都として市町村の合併の特例法等に関する法律に基づく合併構想を策定すべき	現状の区域を前提 区域再編を事務の移管の前提条件とする必然性はなく、区域再編と事務移管をセットにすることで都区間の分権改革を先送りしてはならない 2000（平成12）年改革による都区の役割分担、財源配分の原則を実現した上で区が自主的に区域問題に取り組む 複数の「東京市」が必要に応じて「基礎自治体連合」を活用することにより、区域再編と同様の効果を期待することもできる

東京自治制度懇談会報告書『議論のまとめ』2006（平成18）年11月、同『議論の整理～地方自治制度改革の課題と方向性について～』2007（平成19）年11月と第二次特別区制度調査会報告『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』2007（平成19）年12月をもとに比較検討表を作成。

都区のあり方検討委員会について

今後の都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、平成 19 年 1 月に「都区のあり方検討委員会」が設置された。また検討委員会のもとに幹事会をおき、専門的な事項を検討している。下記検討項目について、平成 20 年度末を目途に基本的方向を取りまとめる予定である。

1. 検討項目

- (1) 都区の事務配分に関すること
- (2) 特別区の区域のあり方に関すること
- (3) 都区の税財政制度に関すること
- (4) 前各号のほか、都区のあり方に関して検討が必要な事項

2. 開催状況(10月31日現在)

委員会 5 回開催、幹事会 16 回開催

3. 検討内容

(1) 都区の事務配分に関すること

都の事務のうち、都議会や組織運営等に関する事務や国や他の自治体との連絡調整に関する事務を除き、特別区を含む区域で行っている事務について、府県事務を含めできる限りリストアップして合計 444 事務について、移管の是非を検討している。

【第 16 回幹事会(10月)までの検討状況】

区	都	引き続き検討	保留	計
38	8	57	7	110

区に移管する方向で検討(38 事務)

特定計量器に係る検査等、ばい煙の排出の規制等、犬及びねこの引き取り、民生委員の推薦等、保護施設設置等、居宅生活支援事業届出受理等、児童相談所設置、結核指定医療機関指定等、特定工場の新設届出受理等、県費負担教職員の任免等、など

都が引き続き行う事務(8 事務)

農業協同組合の事業に対する認可等、輸出水産物製造事業場の登録等、など(主に、組合等が複数区にまたがり、都全体でも事業規模が小さいもの)

引き続き検討(57 事務)

都市計画決定、1 万㎡超の建築確認等、精神保健福祉センター設置等、屋外広告物、更生相談所設置等、指定区間外国道管理等、一級河川管理、高度化事業計画、など

保留(7 事務)

上・下水道、感染症、食品衛生、狂犬病、特定建築物届出受理、と畜場規制

【都側の考え方】

- ・ 区が移管をして欲しいと考えている事務について、移管の是非を検討
- ・ 移管については、都が実施している以上のメリットが必要
- ・ 事務移管検討の際の目安として、人口 50 万人以上の規模になった場合を想定して評価(= 区域再編を意識?)

【区側の考え方】

- ・ 都(広域自治体)と区(基礎自治体)との新たな役割分担を検討
- ・ 都でなければできない事務以外は、全て区の事務

(2) 特別区の区域のあり方に関すること

区域については、積極的に議論の俎上に乗せようとする都側と、各区が主体的に判断すべき問題として区長会としての意見を表明しない区側との間で議論がかみ合っていない。

第11回幹事会(20年4月)において、都側は特別区の区域のあり方に関する考え方(検討の素材)を提示したが、その主な論点は概ね下記のとおりである。

項目	都	区
区域問題の性格	<ul style="list-style-type: none"> 区域のあり方は、前身の検討会の中で、都区共同で検討を行うことが合意されている 都区間において、議論は必要、との認識は一致しており、大きな方向性や考え方については検討できる 	<ul style="list-style-type: none"> 各区が自主的に判断すべき問題であり、23区一致した見解を持つことは困難 23区一様でないので、一律に区域の再編を議論することはできない 区域はそれぞれの自治体が考えることであり、都と23区とで合意して取り組む性格のものではない
住民意識	<ul style="list-style-type: none"> 情報を提供していないので、合併を求める声も出てこない。こうした中でも都内企業から合併を求める声が挙がっている 住民生活に深く関わる問題なので十分な情報提供を行い、住民や事業者の理解を得るべきである 	<ul style="list-style-type: none"> 区民から合併を求める積極的な声は挙がっていない 都区財政調整制度は23区均衡の取れた住民サービスを提供しうる仕組みであり、区民は各区の人口・財政力の格差にデメリットを感じていない 区民が再編の意志を持たない中で、行政主導だけで区域の再編を図ってもうまくいかない
特別区の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併の必要性は、基本的に特別区にも当てはまる 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市地域の基礎自治体のあり方と、一般的な地域の再編問題とは異なる
住民自治との関係	<ul style="list-style-type: none"> 特別区の中で規模の大きい世田谷区等でも住民自治の実績を上げており、規模が住民自治に支障をもたらすものではない 	<ul style="list-style-type: none"> 特別区は、面積は狭いが人口規模は大きいところも多く、区域を広げることは行政と住民との距離を広げることとなる
再編の必要性 再編規模の指標	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏の範囲を区域の規模の指標とするのが望ましい。 税源偏在の面でもアンバランスの解消が必要 行財政基盤の拡充、事務事業の効率性、行政改革の推進といった面からも、規模の拡大は有利 規模の拡大で、自治体の意思決定に不都合を生じるわけではない 	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏全体の問題。隣接区と再編しても生活圏との一致にはつながらず、税源の偏在も解消しない 規模と行財政基盤の強弱は必ずしも結びつかない 区域再編は効率性だけでなく、意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかが重要
相互連携・相互補完との関係	<ul style="list-style-type: none"> 移管事務の多くを一部事務組合等で対応というのでは、住民に身近な自治体、という考え方に反する 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の規模拡大によらずとも、自治体間の連携や相互補完で対応できる
都区制度の是非	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には存続を前提。ただし、道州制の導入等の変革時には検討の必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の都区制度を前提とした区域の再編は、住民自治の観点に欠ける

(3) 都区の税財政制度に関すること

上記二点の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

研究会の今後の進め方について（案）

（ 1 ）【前期】板橋区の実力チェック・都区制度改革に係る議論

回	時 期	内 容
第 2 回	12 月 22 日 (月)午前	(1)板橋区の概要説明 歴史、人口（人口構成）、地理、都市基盤（道路、鉄道、公園など）、地域資源（産業・観光・文化等々）、23 区での位置、行政組織、など (2)板橋区のめざすまちの説明 基本構想・基本計画・いたばし 1 実現プラン (3)具体的検討内容の方向性 事務局案の提示、方向性決定
第 3 ~ 10 回	平成 21 年 1~8 月	第 2 回に決定する具体的検討内容の方向性に沿って研究を進める。研究にあたっては、庁内調査組織、事務局、委託研究員が協働して基礎調査を行う。 【具体的検討内容の例示】 板橋区が一般市となった場合のシミュレーションを通して、一般市になることにより予想される区民サービスや効率性などのメリットやデメリット、解決すべき課題などについて調査する。 1．他都市の事例研究 人口規模や都市環境等において板橋区に類似すると思われる都市の事例を検討（川口市など） 2．事務移管を板橋区にあてはめた場合の検討 「都区のあり方検討委員会」で議論されている主要な移管検討対象事務を取り上げる（例：上下水道、消防、都市計画、児童相談所、河川の管理など、区民への影響が大きいと思われる事務） 3．板橋区の財政力の検証（都区財政調整制度の検証） 板橋区の財政力の現況と、今後の見通し、都区財政調整制度の課題等について検証する。
第 11 ~ 13 回	9~11 月	都区制度改革に係る議論 これまでのシミュレーションをもとに、平成 20 年度末に出される予定となっている「都区のあり方検討委員会」の基本的方向性に当てはめ、事務配分や区域のあり方、税財政の改革の方向性が板橋区に及ぼす影響を予測し、課題を整理する。 中間のまとめ「課題の整理」 公開講座（シンポジウム）

(2)【後期】平成 2 1 年度後半～ 2 2 年度

「地方自治制度改革を踏まえた大都市地域の基礎自治体としての板橋区のあり方」

板橋区の地域特性を踏まえ、都区制度改革や法人税制改正、道州制など地方自治制度改革の動きに対応して、大都市地域における基礎自治体として板橋区が自立するためにはどのような制度が望ましいか、そのあり方について提言を行う。

最終報告